

告示事項

1 施設の概要

(1) 施設の設置目的

市における多様な主体が協力し、新たな価値を創造する共創のまちづくり活動を支援し、持続可能な地域の発展と魅力向上につなげることを目的とする。

(2) 名称

北名古屋市市民活動センター

(3) 所在地

北名古屋市文化勤労会館3階（北名古屋市法成寺蔵化60番地）

(4) 施設概要

ア 施設面積

840.3㎡

イ 主な施設

コワーキングスペース、イベントスペース、キッズスペース、ミーティングルーム、スタディールーム、クリエイティブスタジオ、カフェ、事務室

ウ 休館日及び開館時間

・休館日

毎週月曜日。ただし、祝日を除く。

年末年始（12月28日から1月4日まで）

・開館時間

午前9時から午後9時まで

エ 施設開設日

令和6年10月1日利用開始

2 指定管理者の指定期間

令和6年10月1日から令和10年3月31日までとします。

3 申請の資格

法人その他の団体又は複数の団体により構成されるグループ（以下、コンソーシアム）であって、次の要件を満たす団体であること（コンソーシアムの場合は、構成団体となるすべての団体が要件を満たすことが必要）。なお、個人での応募は不可とする。

(1) 法人その他団体が破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、他の地方公共団体から指定を取消されたことがない者、及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(3) 役員（法人でない団体の代表者又は管理人含む）及び施設に配置する従事員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者でないこと。

- (4) 次のア、イのいずれかに該当する者でないこと。
- ア 民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされ者及びその開始決定がなされている者。
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がなされている者。
- (5) 法人税、法人事業税、法人都道府県民税及び法人市町村民税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 当該公告の日から北名古屋市議会の議決により指定管理者の指定が行われる日までに、「北名古屋市指名停止措置要綱」に基づく指名停止、「北名古屋市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する同意書」、「北名古屋市が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けている期間がないこと。
- (8) 労働基準法（昭和22年法律第49号）等の労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けてから1年を経過しない者でないこと。

4 申請の受付期間

(1) 申請の受付期間

令和6年3月7日（木）午前9時から令和6年4月18日（木）午後5時まで
持参の場合の受付時間：午前9時から午後5時まで
（郵送の場合は必着）

(2) 募集要項等の配布

令和6年3月1日（金）から4月18日（木）まで北名古屋市のホームページからのダウンロードで配布（下記アドレス）

https://www.city.kitanagoya.lg.jp/shimin_katsudo/350164.php

5 申請の方法

(1) 申請に必要な書類

ア 指定管理者指定申請書（様式1）

イ グループ構成法人表（様式2）（グループ応募の場合のみ必要）

ウ 申請の資格を有していることを証する書類

（ア） 法人にあつては登記事項証明書

（イ） 法人以外の団体にあつては団体の代表者の身分証明書

（ウ） 定款、規約その他これに類する書類

（エ） 国税及び地方税の納税証明書（ただし、公募の開始以降に交付されたものに限る。）

又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書

エ 事業提案書（様式3）

オ 収支計画書（様式4）

カ 申請者の経営状況を説明する書類

(ア) 株式会社

- a 法人税申告書
- b 決算書
 - (a) 貸借対照表
 - (b) 損益計算書
 - (c) 販売費及び一般管理費明細書
- c 計算書類及び付属明細書（科目内訳明細書）
- d 事業概況書
- e 役員名簿及び組織に関する事項を記載した書類又はこれらに類する書類
※全て直近のものを含む3事業年度分

(イ) 公益社団法人、公益財団法人

- a 収支計算書・収支計算書に対する注記
- b 貸借対照表
- c 正味財産増減計算書
- d 財産目録
- e 財務諸表に対する注記
- f 収支予算書統括表・収支予算書
- g 役員名簿及び組織に関する事項を記載した書類又はこれらに類する書類
※全て直近のものを含む3事業年度分

キ 管理者が必要と認める書類

- (ア) 指定管理者の指定申請に関する誓約書
- (イ) 団体等の概要
- (ウ) 共同事業体協定書兼委任状
- (エ) 特別目的会社設立の実現性を記載する書類

(2) 提出方法

ア 提出方法

持参又は郵送（書留扱い）により提出してください。
電子メールやファクシミリによる提出は無効とします。

イ 提出部数

正本1部、その写し13部及びPDFファイル

※PDFファイルはメールで送信可

ウ 提出場所

愛知県北名古屋市西之保清水田15番地

北名古屋市役所 総務部 総務課（令和6年3月31日まで）

生活安全部 まちづくり推進課（令和6年4月1日から）

電話番号（0568）22-1111 電子メール katudo@city.kitanagoya.lg.jp

6 申請に関する現地説明会

令和6年3月14日（木）午前10時開始

北名古屋市文化勤労会館3階（北名古屋市法成寺蔵化60番地）

参加を希望する者は3月12日（火）正午までにLoGoフォームで申込んでください。

二次元コード	URL
	https://logoform.jp/form/SkLd/520559

7 申請に関する質問

質問の受付は、令和6年3月14日（木）から3月26日（火）までとします。

質問がある場合には、質問票（様式）に記入しメールにて総務課へ送付してください。

（電話で受け付けはしません）

質問回答日は令和6年4月5日（金）予定

8 指定管理者の選定

指定管理者選定のための調査・審査は、北名古屋市指定管理者候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）による書類審査のほか、プレゼンテーション（10分以内）とヒアリング（10分程度）等を実施します。

プレゼンテーション及びヒアリングの日程

日 時 令和6年4月22日（月）から4月26日（金）の間に実施（予定）

開催場所 未定

9 指定管理者選定の基準

指定管理者の選定基準は次のとおりである。

- (1) 「共創のまちづくり」に関する知識や理解が十分であること。
- (2) 施設の特性を踏まえたうえで、公の施設の効用が最大限発揮される管理・運営方針であること。
- (3) 事業提案書に沿った公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (4) 管理に係る収支計画書の内容が公の施設の管理に要する経費の縮減が図られるものであること。

10 その他

- (1) 北名古屋市市民活動センターの指定管理者の公募に関する事項は、指定管理者募集要項及び仕様書等による。
- (2) 本案件は3月議会にて当初予算の議決が得られない場合、募集を中止するものとします。議決予定日は令和6年3月21日（木）です。

1 1 問合せ先

〒481-8531 愛知県北名古屋市西之保清水田15番地

北名古屋市役所

(西庁舎3階) 総務部 総務課 (令和6年3月31日まで)

(西庁舎2階) 生活安全部 まちづくり推進課 (令和6年4月1日から)

電子メール katudo@city.kitanagoya.lg.jp

電話番号 0568-22-1111

FAX 番号 0568-25-1800 (令和6年3月31日まで)

0568-25-0611 (令和6年4月1日から)